

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市柞田土地改良区が土地改良事業（農地耕作条件改善事業（ほ場整備事業）寺井地区）を行うことについて平成30年9月27日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において平成30年11月1日から同月21日まで縦覧に供する。

平成30年10月26日

香川県知事 浜 田 恵 造